

申命法典の掟(12章—26章): フランシスコ会訳による

No.	章	タイトル	始	終	節数
1	12	唯一の祭儀の場所	12.01	12.28	28 異邦人の神の祭壇を破壊。血は食べてならない。主が選ばれる場所で奉げ物。
2		異教の礼拝への警告	12.29	12.31	3 征服国の神々を追いかけてはならない。
3	13	神々へそそのかす者	13.01	13.19	19 ほかの神々に仕えることをそそのかす、預言者、夢見る者は処刑されねばならない。
4	14	禁じられた服喪の習慣	14.01	14.02	2 死者のために身を傷つけてはならない。額を剃ってはならない。宝の民だから。
5		清い動物と汚れた動物	14.03	14.21	19 食べてよい獣。反芻する動物。清い鳥。群生する虫は不可。死んだ動物不可。
6		収穫の十分の一	14.22	14.28	7 収穫の十分の一、牛や羊の初子は主の選ばれた場所でのみ食べる。三年毎に蓄え。
7	15	七年目	15.01	15.11	11 七年目ごとに債務免除。兄弟から取り立て不可。貧しい兄弟に貸すこと。
8		奴隷の解放	15.12	15.18	7 ヘブライ人の奴隷は七年目に解放。贈り物を与える。居たい者は良い。
9		牛と羊の初子	15.19	15.23	5 雄の初子は聖別。疵のあるものは犠牲不可。血は食べてはならない。注ぎだす。
10	16	過越しの祭り	16.01	16.08	8 アビブの月。六日間、酵母のパン不可。夕方ほうった肉は翌朝まで残してはならない。
11		七週の祭り	16.09	16.12	4 主の名の場所で喜び祝う。
12		仮庵の祭り	16.13	16.17	5 収穫が済んだ時。男子は年に三度主の前に出る。除酵滓、七週の祭り、仮庵の祭り。
13		正しい裁き手	16.18	16.20	3 部族ごとに裁き手と役人。公平な裁き。賄賂は不可。
14	17	正しい礼拝	16.21	17.07	9 アシユラ像禁止。石の柱禁止。太陽、月や天の万象を礼拝は石打の刑。
15		中央の上級法廷	17.08	17.13	6 レビ人の祭司の裁き。不遜な振る舞い者死刑。
16		王に関する指示	17.14	17.20	7 兄弟の中から王を立てよ。律法の写しをいつも手に。
17	18	祭司に関する規定	18.01	18.08	8 レビ人祭司に初物を与えよ。
18		異教の慣習への警告	18.09	18.14	6 忌み嫌うべき慣習に従ってはならない。占い師等。
19		預言者を立てる約束	18.15	18.22	8 預言者に聞き従え。主の言葉を見極めよ。
20	19	逃れの町	19.01	19.13	13 意図せずに隣人を殺した場合。三つの町、逃れの町。更に三つの町を加えよ。
21		境界線の移動	19.14	19.14	1 隣人との境界線を移動してはならない。
22		証言に関して	19.15	19.20	6 一人の証言では立証できず。命にはいのち、目には目、歯には歯、手には手、足には足。
23	20	戦争に関して	20.01	20.20	20 敵を恐れてはならない。新しい家を建てた者、婚約のままの者。まず、降伏を勧める。
24	21	犯人不明の殺人について	21.01	21.09	9 死体にもっと近い町は贖いの祈り。
25		捕虜の女との結婚	21.10	21.14	5 捕虜の女を妻にできる。自由に去らせても良いが売渡はだめ。
26		長子権について	21.15	21.17	3 疎んじられている妻の子でも長子は長子。
27		手におえない息子	21.18	21.21	4 放蕩の子は石打の刑。
28		木に掛けられた死体	21.22	21.23	2 処刑の死体は翌朝まで木に残してはならない。
29	22	兄弟の所有物への配慮	22.01	22.04	4 見ないふりをしてはならない。
30		忌むべき服装	22.05	22.05	1 女の男装、男の助走は不可。
31		母鳥と雛鳥	22.06	22.07	2 母鳥を必ず去らせて、雛だけをとることは許される。
32		屋上の欄干	22.08	22.08	1 誰か欄干から落ちる。
33		不思議な組み合わせ	22.09	22.11	3 葡萄畑に別の種、は不可。牛の科学研究所。
34		衣服の房	22.12	22.12	1 四隅に房を着ける
35		花嫁に対する訴え	22.13	22.21	9 処女の証を出せない時は石打の刑。
36		姦淫について	22.22	23.01	9 男が人妻と寝た場合は二人とも死刑。婚約している処女と寝た男＝石打の刑。

37	23 排除される人々	23.02	23.09	8 睪丸のつぶれた者、陰茎を切られた者、混血の者。アモン人、モアブ人。
38	陣営を清く保つこと	23.10	23.15	6 夢精者は一晩、陣営の外、排泄物は蓋うこと、見苦しい物は陣営の外。
39	逃亡奴隷について	23.16	23.17	2 逃亡奴隷は主人に渡してはならない。
40	神殿での売春	23.18	23.19	2 イスラエルは神殿娼婦、神殿男娼になってはならない。娼婦の収入や犬の稼ぎ不可。
41	利子について	23.20	23.25	6 兄弟に利子禁止。他国の者には良い。誓願は守ること。
42	隣人の畑で	23.25	23.26	2 隣人の葡萄畑に籠をもって入ってはならない。取り残しの実を取るな。鞭打ちは40回まで。
43	24 復縁について	24.01	24.04	4 再婚の女をそもその男は再び妻とすることはできない。
44	人道上の規定	24.05	25.04	22 新婚者は兵役免除。挽臼を質不可。重い皮膚病に注意。貧しい物搾取禁止。父、子別々。
45	25 死んだ兄弟への義務	25.05	25.10	6 兄弟が妻とする。拒むものは「履物を脱がされた者の家」。
46	つかみ合いの場合	25.11	25.12	2 妻が相手の急所をつかんだら手を切り落とす。
47	正しい秤	25.13	25.16	4 升は一つ。
48	アマレク撲滅の命令	25.17	25.19	3 アマレクの記憶を消す。
49	26 初物の奉納と信仰告白	26.01	26.11	11 嗣業の地に入ったらすること。「わたしの先祖はさすらいのアラム人
50	三年毎の祈り	26.12	26.15	4 十分の一を治める三年目に祭儀と祈り。
51	主と民の約束	26.16	26.19	4 主はあなたの神となる。主の宝の民、主の聖なる民。